

民事判決情報 オープンデータの利用可能性

2022年11月16日

於：民事判決情報データベース化検討会

石田京子（早稲田大学）

アウトライン

1. 現状の民事判決情報の問題点
2. 民事判決情報オープンデータの利用可能性
 - (1) 司法アクセス研究の視点から
 - (2) ジェンダー法研究の視点から
 - (3) 法曹養成の視点から
3. まとめ

現状の民事判決情報の問題点

- そもそもオンライン上で入手できる判決情報はごく限定的。
- 公的な統計情報としての司法統計から全体の傾向をとらえるのが困難になってきている。
 - 例えば、令和2年度司法統計（民事・行政）の「第18表 第一審通常訴訟新受事件数—事件の種類別—全地方裁判所」では、総数133,427件のうち、「金銭を目的とする訴え」が89,552件（67.1%）としたうえで、その内訳を示しているが、このうち83,496件（全体の62.6%、金銭目的訴えのうち、93.2%）は「その他」に分類されている。

司法政策の検討・検証における問題

民事判決情報オープンデータの利用可能性

(0) オープンデータの分析方法

➤ 現状のアメリカの法令検索情報サービス使用の経験からすると・・・

1. AI技術を用いた類似の事件の検索・抽出
2. 関連法令および関連文献との紐づけ

➔ 法令情報・事件情報検索の効率は飛躍的に向上すると考えられる。

さらに研究目的で考えると、類似の事件を抽出した上で、テキスト分析にかけたり、それぞれ的事件の代理人の有無・結果などを量的に処理することも可能になると考えられる。

民事判決情報オープンデータの利用可能性

(1) 司法アクセス研究の視点から

- 『本人訴訟に関する実証的研究』（司法研究報告書第64輯 第3号、2013年）では、一方当事者に代理人がいて、他方当事者が本人訴訟の場合の裁判官の感じる困難が示されている。
- 原告側当事者に代理人がいる場合、いない場合で、類似の事件の請求の認容率に差があるだろうか。
- 両当事者に代理人がいない場合、両当事者に代理人がいる場合の判決文の比較から、違いは読み取れるだろうか。
- ➔ 特に代理人がいた方が望ましい事件類型などが明らかにならないだろうか。

民事判決情報オープンデータの利用可能性

(2) ジェンダー法研究の視点から

- 民事訴訟利用者の調査からは、女性が男性と比較して「再利用意欲（同じ問題に直面した場合にもう一度訴訟制度を使う意欲）」が低いことも確認されている。
- また、先行研究から、女性当事者が多い事件類型として、「家庭の問題」「職場の問題（ハラスメントなど）」などが特定されている。
- これらの事件を抽出して、原告が女性とみられる事件についてさらに詳細な分析を行うことで、女性当事者が裁判利用をする上で直面する困難な事情がより明らかになる可能性。

民事判決情報オープンデータの利用可能性

(3) 法曹養成の視点から

- 現状において、法科大学院で触れることのできる裁判例はごく限定的。
- リーガルリサーチの授業は行うが、いわゆる事件の海を泳ぐような作業は困難。
- 今後民事判決情報データベースが公開されれば、臨床法学教育の一環としてこれを用い、事実が裁判事件となる過程、そこにおける法律家の役割などについて、より実践的な教育が可能になるのではないか。

まとめ

- 民事判決情報のデータベースが利用可能になれば、司法政策に資する研究はより一層充実した成果を上げられるようになる。
- また、法曹養成課程においても、より効果的な臨床法学教育の実践に資することが考えられる。

ご清聴ありがとうございました。